

令和 5 年第 6 回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 6 月 28 日（水）午前 9 時 30 分～午前 9 時 46 分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19 名
 - 会長 19 番 今 田 邦 彦
 - 会長職務代理 18 番 畑 雄 二
 - 委員 1 番 澁 谷 英 昭 2 番 白 木 義 一
 - 3 番 森 良 明 4 番 太 田 秀 樹
 - 5 番 貞 廣 樹 良 6 番 鈴 木 孝 典
 - 7 番 高 橋 修 8 番 吉 田 彰
 - 9 番 長谷川 彰 徳 10 番 赤 澤 良 一
 - 11 番 柏 葉 政 良 12 番 岩 間 秀 一
 - 13 番 中 澤 裕 幸 14 番 齊 藤 良 平
 - 15 番 峯 崎 光 行 16 番 田 中 政 幸
 - 17 番 伊 藤 貢 三

欠席委員（0 名）

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般報告
 - 第 4 報告第 5 号 現況証明書交付報告の件
 - 第 5 議案第 22 号 現況証明願の件
 - 第 6 議案第 23 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件

令和5年第6回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和5年第6回美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号3番森 良明委員、4番太田秀樹委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第5号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました報告第5号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。 このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。 (議案朗読省略) 番号1番につきましては、昭和48年11月28日、2番につきましては、平成8年5月27日、3番につきましては昭和45年11月26日に5条転用許可を受けていますので、1番～2番については令和5年5月15日付け、3番については令和5年6月8日付けで証明書を交付したので報告します。 なお、調査場所につきましては、報告第5号資料のとおりと

		なっております。
		以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。
		これに、ご質問ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
		つぎに、日程の第5、議案第22号、現況証明願の件を議題といたします。
		事務局から説明を求めます。
長江係長		ただいま議題となりました議案第22号、現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。
		調査員につきましては、太田委員を主任とする、貞廣委員、鈴木委員の3名により6月14日に現地調査を行いました。
		申請理由は、全て地目変更登記のためです。
		(議案朗読省略)
		なお、調査場所につきましては議案第22号資料のとおりとなっております。
		以上で説明を終わります。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、太田委員から説明願います。
太田委員		6月14日に私と貞廣委員・鈴木委員の3名で現地調査を行いました。
		1番、2番ともに、長年、農地として使用されていない状況でしたので、農地・採草放牧地以外と判断しました。
		以上で調査経過の説明を終わります。
議	長	ただいま、説明があった現況証明願の件について、質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。
		つぎに、日程の第6、議案第23号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題と

長江係長

いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。

番号1番の審議を行いますので、柏葉政良委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

少々お待ちください。

(柏葉政良委員 一時退席)

事務局から番号1番について、説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第23号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は所有権移転です。

(議案朗読省略)

個人が利用権の設定等を受けるものであり、別添1調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第23号資料番号1番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、6月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

少々お待ちください。

(柏葉政良委員 着席)

引き続き、番号2番の審議を行いますので、岩間秀一委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

少々お待ちください。

(岩間秀一委員 一時退席)

事務局から番号2番について、説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第23号旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号2番についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権設定等の種類は所有権移転です。

(議案朗読省略)

法人が利用権の設定等を受けるものであり、別添2調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第23号資料番号2番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、6月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地利用集積計画決定の件の番号2番について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

少々お待ちください。

(岩間秀一委員 着席)

引き続き、事務局から番号1番・2番以外について説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第23号、番号1番・2番以外についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。

利用権の設定の種類は3番～48番は所有権移転、49番は賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり番号3番～35番、49番は個人が利用権の設定等を受けるものであり別添1調査書、番号36番～48番は法人が利用権の設定等を受けるものであり別添2調

議 長

査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第23号資料番号3番～49番の
とおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の
時期につきましては、6月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進
法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1
番～2番以外について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

以上をもちまして、第6回農業委員会総会は閉会いたしま
す。